

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

現行	改正案
<p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2-3 市場リスク管理態勢</p> <p>市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものである。金融商品取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか。</p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。</p> <p>（3）具体的取扱い</p> <p>① 自己売買業務に係るリスク管理</p>	<p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2-3 市場リスク管理態勢</p> <p>市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものである。金融商品取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか。</p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。</p> <p>（3）具体的取扱い</p> <p>① 自己売買業務に係るリスク管理</p>

株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、金商業等府令第 178 条第 2 項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

イ. 株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理

- a. 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。
- b. 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
- c. 許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。

ロ. 日中における自己売買業務の適切な管理

- a. 株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する態勢を整備すること。
- b. 日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、上記イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。
  - i) 日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらか

株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、金商業等府令第 178 条第 2 項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

イ. 株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理

- a. 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。
- b. 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
- c. 許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。

ロ. 日中における自己売買業務の適切な管理

- a. 株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する態勢を整備すること。
- b. 日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、上記イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。
  - i) 日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらか

じめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法

ii) 日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法

iii) イで設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダーごと又はユニットごとに配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法

ハ. 財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる態勢を整備すること。

#### ② 市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本規制告示第3条第4項の規定に基づき、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

イ. リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

a. リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。

ロ. 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択してい

じめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法

ii) 日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法

iii) イで設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダーごと又はユニットごとに配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法

ハ. 財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる態勢を整備すること。

#### ② 市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本規制告示第3条第4項の規定に基づき、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

イ. リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

a. リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。

ロ. 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択してい

る場合

- a. 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。
- b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される態勢となっているか。

③ 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、その国の代表的な株価指数として相応しいか確認するものとする。

- イ. 日本国 日経平均株価、日経 300 指数、東京証券取引所株価指数
- ロ. アメリカ合衆国 S & P 500 種
- ハ. イタリア共和国 M I B 30 指数
- ニ. オーストラリア連邦 A S X 200 指数
- ホ. オランダ王国 A E X 指数
- ヘ. カナダ S & P トロント総合指数
- ト. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 F T 100 指数
- チ. スイス連邦 S M I 指数
- リ. スウェーデン王国 O M X 指数
- ヌ. スペイン I B E X 35 指数

る場合

- a. 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。
- b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される態勢となっているか。

③ 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、その国の代表的な株価指数として相応しいか確認するものとする。

- イ. 日本国 日経平均株価、日経 300 指数、東京証券取引所株価指数
- ロ. アメリカ合衆国 S & P 500 種
- ハ. イタリア共和国 M I B 30 指数
- ニ. オーストラリア連邦 A S X 200 指数
- ホ. オランダ王国 A E X 指数
- ヘ. カナダ S & P トロント総合指数
- ト. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 F T 100 指数
- チ. スイス連邦 S M I 指数
- リ. スウェーデン王国 O M X 指数
- ヌ. スペイン I B E X 35 指数

ル. ドイツ連邦共和国 DAX 指数  
ヲ. フランス共和国 CAC40 指数  
ワ. ベルギー王国 BEL20 指数  
カ. 香港特別行政区 ハンセン指数

④ 国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。

⑤ 内部管理モデルに係る外部監査結果の確認

内部管理モデル方式を利用している金融商品取引業者に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

⑥ 国債の入札前取引

国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。

イ. リスク相当額の算出に当たっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率（利率が「基準金利－ $\alpha$ 」に

ル. ドイツ連邦共和国 DAX 指数  
ヲ. フランス共和国 CAC40 指数  
ワ. ベルギー王国 BEL20 指数  
カ. 香港特別行政区 ハンセン指数

④ 国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。

⑤ 内部管理モデルに係る外部監査結果の確認

内部管理モデル方式を利用している金融商品取引業者に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

⑥ 国債の入札前取引

国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。

イ. リスク相当額の算出に当たっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率（利率が「基準金利－ $\alpha$ 」に

より決定される国債については、「直近の基準金利（前回債の $\alpha$ ）」を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。

- ロ. 当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。

(新設)

より決定される国債については、「直近の基準金利（前回債の $\alpha$ ）」を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。

- ロ. 当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。

#### ⑦ 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（自社でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。）やCDS取引についても、同様の留意が必要となる。

##### イ. 商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含む。）に関して、以下のような点を留意して、価格評価を行っているか。

- a. 価格評価にあたっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合、モデルが一定の前提の上で作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切

性を検証しているか。

b. フロント部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。

c. ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法にかかる情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。

d. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。

ロ. 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握

a. 証券化商品等への投資や期中管理にあたり、格付機関の格付手法や格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。

b. 証券化商品等の投資において、裏付となる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャー

の分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。

c. 証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。

d. 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。

#### ハ. 市場流動性リスクの管理

a. 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、

i) 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとな



っていないかを確認すること

ii) ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや実際に売却可能な価格水準を把握すること

iii) 各種指数等（証券化商品のインデックス等）の分析により市場環境の変化をモニターすること

iv) 市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること等が考えられる。

b. 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢が整備されているか。

## 二. 証券化商品の組成等に係るリスク管理

a. 証券化商品等を組成し、販売する（又は市場性のあるローンを売却する）までの過程において、市場環境が変化し、原資産にかかるリスク（又は当該ローンのリスク）を投資家に移転することが困難になる可能性（パイプラインリスク）について検討されているか。また、証券化商品等の販売後、買戻し特約等により再び原資産に係るリスクを負う可能性がある場合に、買戻し等を行った際の対応（新たな投資家の確保や自己のポートフォリオへの組込み等）があらかじめ検討されているか。証券化（シンジケーション）業務を行うに当たっては、以上のリスクも織り込んで、リスク・リターンの判断を行っているか。

b. 非連結の特別目的会社等を用いて、証券化商品等を組成・

<p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）  IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性  IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>（7）証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</p> <p>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者（場合によっては二次販売者）、投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達が行われない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。</p> <p>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士（証券会社等と適格機関投資家等）の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明</p>	<p><u>販売する等により、原資産に係るリスクを投資家に移転した場合であっても、レピュテーションリスクなどから、市場環境の変化によっては、再び原資産に係るリスクを負う可能性について、ストレステストに織り込む等の方法によりあらかじめ検討されているか。証券化（シンジケーション）業務を行うに当たっては、以上のリスクも織り込んで、リスク・リターンの判断を行っているか。</u></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）  IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性  IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>（7）証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</p> <p>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者（場合によっては二次販売者）、投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達が行われない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。</p> <p>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士（証券会社等と適格機関投資家等）の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明</p>
--	---

義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、上記の視点も勘案し、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえ、以下のような点に留意するものとする。

なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

- ① 販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。
- ② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。

義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、上記の視点も勘案し、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえ、以下のような点に留意するものとする。

なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

- ① 販売に先立ち、原資産の内容やオリジネーターのリスクの継続保有状況、リスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。
- ② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。

<p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）  V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性  V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（5）証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</p> <p>みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託受益権について金商法第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「信託受益権販売業者」という。）があるが、これらの者が取り扱う信託受益権のうち証券化商品と同様の性質を有するものについても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、信託受益権販売業者がこのような信託受益権の販売等を行う場合においても、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」に準じて、以下のような点に留意するものとする。</p> <p>なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>① 販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。</p> <p>② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、</p>	<p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）  V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性  V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（5）証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</p> <p>みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託受益権について金商法第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「信託受益権販売業者」という。）があるが、これらの者が取り扱う信託受益権のうち証券化商品と同様の性質を有するものについても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、信託受益権販売業者がこのような信託受益権の販売等を行う場合においても、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」に準じて、以下のような点に留意するものとする。</p> <p>なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>① 販売に先立ち、原資産の内容やオリジネーターのリスクの<u>継続保有状況</u>、リスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。</p> <p>② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、</p>
---	---

格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。

③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。

④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。

格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。

③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。

④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。